

NPO法人「人間の安全保障」フォーラム

子どもの権利条約を学習して、
すべての子どもにとって
楽しい学級、居場所をつくろう!

＼ 活用マニュアル ／



はじめに

子どもの教育・保育・保護に関わるみなさま、

「子どもの権利」と聞かれて、どのようなことを思い浮かべられますか。

「子どもの権利条約」は、1989年の第44回国連総会において採択されました。日本も1994年にこの条約を批准し、2023年4月にこの条約を踏まえた子ども基本法が施行されました。

日本の子どもたちにとっても、とても重要な条約です。

日本の子どもたちの抱える問題である自己肯定感の低さ、いじめや差別、不登校なども、子どもの権利に深く関わる問題です。「子どもの権利条約」に謳われている子どもの権利について、一人一人の子どもが理解を深めることで、子どもたちを取り巻く様々な教育や社会・家庭での課題の解決につながり、そして子どもも大人も生き生きと自分に誇りをもって過ごすことのできる環境が作られていきます。

この冊子は、「子どもの権利条約」に定められた子どもの権利の学習を通じて、教育現場や学童保育をはじめとするさまざまな子どもの居場所、家庭などで、子どもたちが自分自身の権利について理解を深めるための大切なポイント、授業の進め方・様々な学びの形態について説明し、実践例を紹介しています。

教育現場では、授業の中に子どもの権利条約の学習を取り込むことで、すべての子どもにとって楽しい学級、よりよい学校にするにはどうしたらよいか考えるきっかけにしてみてください。

また、学童保育、保育所、幼稚園、子どもの居場所、家庭など様々な場所がすべての子どもにとって楽しい場となるように、ぜひ活用してみてください！

NPO法人「人間の安全保障」フォーラム

目次

はじめに	1
第1章 子どもの権利条約を学習するねらい	2
第2章 人権	4
第3章 子どもの権利	6
第4章 授業の進め方(学習指導)	10
第5章 授業の実践例	15
第8章 様々な学びの形態	17
参 考 国連子どもの権利委員会の最終見解	19
子どもの権利条約 第1～40条	20



子どもの権利条約を学習するねらい

教育現場や家庭などさまざまな場において、子どもの権利を学び、推進することにより、多くの良い効果を生むことが期待できます。

☑子どもの自己肯定感を高める

子どもが自らの権利について知ることで、自分自身の尊厳や価値に気づくことができます。子どもが自分に自信をもち、ありのままの自分を肯定的にとらえるようになります。

また、権利を知ることによって、子どもは一人で悩んだり、孤立したりしなくなります。

☑他者の権利を尊重しあう

自分だけでなく、他の子どもたちにも同じ権利があること、また、先生方や保護者など大人も自分と同じ人権をもった存在であることも気づき、互いに他者の権利を尊重しあうことを学んでいきます。

☑差別や排除のない信頼関係の構築

すべての子どもが自分と同じ権利を持っていること、一人一人の子どもの特性、違いが当たり前であることを理解して、異なる考えの子ども・人を排除したり、差別したりしてはいけないことの認識を深めます。また、先生たちも子どもの権利について学ぶことは、先生と児童生徒との信頼関係の構築につながり、子どもたちが学校や学童保育でより安心して生活できるようになっていきます。

☑子どもの声が受け止められる環境

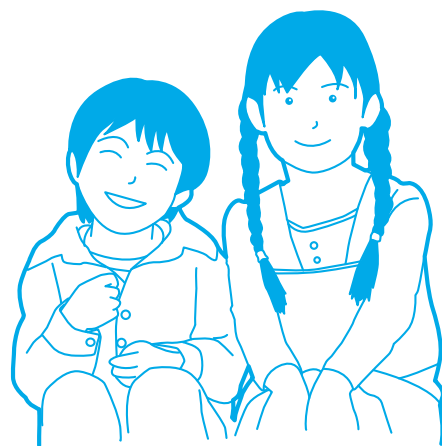
「子どもの権利条約」の推進には、学校や学童保育の場、また家庭でも子どもの意見に耳を傾けることが鍵となります。日々の生活において自分の意見が受けとめられることにより、子どもたちは自分が大切にされていると感じ、子どもたちの生活満足度を高め、毎日を前向きに過ごすことができるようになります。

☑子どものエンパワーメントにつながる

自らの権利を知ることによって、子どもが自分の大切さに気づき、自分の可能性を広げ、様々な選択肢から人生を選びとっていきます。

貧しさなど困難な状況にあっても、諦めずに現状を変えていく力がつきます。

また、仲間と一緒に自分の住む地域社会をよりよいものに変えていくため、主体的に行動できる市民としての成長にもつながっていきます。





日本の子どもが直面している課題

先進国の子どもの国際比較

先進国の子どもについての調査(ユニセフのレポートカード16、2020年)によれば、日本の子どもの学力の達成度は数学・読解力でトップクラスである一方、**精神的幸福度は先進国(33か国)の中で32位**となり、衝撃を持って受け止められました。ちなみに、2013年の同じ調査では、31か国中で6位でした。

なぜ日本の子どもの自己肯定感が低いのでしょうか？

学校の居心地が悪く、家庭のサポートが少ないと感じる子どもが多く、自己肯定感が低いのではないかと推察されます。**自己肯定感の低い理由としては、次の3つの要因が挙げられます。**

1 競争原理による一斉主義

試験の点数や偏差値だけを重視する競争的な教育環境の中では、ストレスを抱えた子どもの心や体の発達に影響を及ぼすことがあるとされています。安心できる教育環境が実現されないと、学校への帰属意識が低くなり、子どもの満足度も低くなると言われています。

2 いじめの問題

頻繁にいじめられている子どもの生活満足度も低くなるといわれます。日本の子どもの8割がいじめの被害を経験しているといわれますが、いじめ認知件数は、近年増加しており、小中学校61.5万件、千人当たり47.7人に達しています(2021年度)。

3 子どもの家庭の経済状況

家庭の経済状況によって精神的幸福度に格差があります。日本の子どもの貧困率は13.5%(2018年)で、7人に一人にあたります。特に、ひとり親家庭の子どもの貧困率は48.1%(2018年)で、2人に一人にも上ります。コロナ禍で格差が拡大したと指摘されています。

さらに、不登校、虐待など、子どもを巡る以下のような課題があります。

不登校：近年不登校の生徒数も増加しており、小中学校24万4940人(2021年度)に達しています。

虐待：体罰、児童虐待、性的虐待、性的搾取など児童虐待の相談件数も多く、20万7659件(2021年度)に上ります。

差別：低所得家庭、ひとり親家庭、障害児童、外国にルーツを持つ子など

自殺：若者の自殺率が高いのも日本の特徴です。





第2章 人権

(1)世界人権宣言と日本国憲法

人権の意味

「人類社会のすべての人の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利」という人権の理念は、歴史的には近代西欧文明の中で発展してきましたが、深刻な人権侵害が繰り返された第2次世界大戦を経て設立された国連において、世界全体の普遍的価値として初めて確立しました。

国籍、人種、宗教、性、年齢も異なる多様なすべての人を、価値ある存在として認めその尊厳を尊重することが人権の理念の中核です。

尊厳とは、自分の存在を価値あるものと考え（人間としての誇り・自信、生き甲斐など）、他から敬意を持って受け入れられることと同時に、他人の存在を価値あるものと認め敬意をはらうという両面があります。すべての人が、自分に誇りを持ち、自信をもち、人間として敬意をもって相互に尊重しあう状態を意味します。



世界人権宣言と日本国憲法

1945年6月に制定された国連憲章は、「人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守」を国連の役割の一つとして規定しました。国連設立の直後から起草作業が始まり、1948年12月に国連総会決議として世界人権宣言が採択されました。

世界人権宣言は、人権を「**人類社会のすべての人の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利**」と定義し、「**すべての人間は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利とにおいて平等である**」と規定し、自由・尊厳・平等からなる人権の原則を確立しました。

世界人権宣言の内容は、差別の禁止、生命・信教・表現・結社の自由、法の前の平等、プライバシー・国籍・婚姻・財産・政治参加・社会保障・労働・生活・余暇・教育の権利と極めて包括的で、「すべての人とすべての国が達成すべき共通の普遍的な基準」を国連加盟国の総意で合意した大きな歴史的意義があります。

日本国憲法の三大原則

- 国民主義
- 平和主義
- 基本的人権の尊重



日本国憲法は、基本的人権を「侵すことのできない永久の権利として現在および将来の国民に対し、信託されたもの」と位置づけ、人権宣言に述べられた権利は殆ど盛り込まれています。

特に、**第13条の「すべて国民は個人として尊重される**」との規定は、**個性も異なるすべての人を、ありのままの人間としての価値を認め、尊重することであり**、現在の人権問題を考えるうえで重要な意義を持っています。

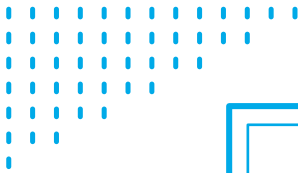




(2)世界人権宣言の法的規範化 ～個別分野の人権条約～

世界人権宣言を受けて、国連では特定分野ごとに、条約としての法的な拘束力を有する人権規約を制定してきました。

その先駆けが難民の地位条約、人種差別撤廃条約、経済的・社会的・文化的権利規約、市民的・政治的権利規約であり、その後、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約（略称）、障害者の権利条約など20を超える条約が採択され、法的規範化が進んでいます。世界人権宣言の人権の理念が、これらの特定分野に関する条約を包含するする枠組み、支柱の役割を果たしています。



世界人権宣言の法的規範化の動き

1945年6月26日	国連憲章採択
1946年11月3日	日本国憲法公布
1948年12月10日	世界人権宣言
1951年	難民の地位条約【日本1981年加入】
1956年	日本の国連加盟
1965年	人種差別撤廃条約【日本1995年加入】
1966年	経済的・社会的・文化的権利規約、 市民的・政治的権利規約【日本1979年批准】
1979年	女子差別撤廃条約【日本1985年批准】
1984年	拷問禁止条約【日本1999年加入】
1986年	発展の権利宣言(国連総会決議)
1989年	子どもの権利条約【日本1994年批准】
1990年	移住労働者権利条約
1993年	世界人権会議、ウィーン宣言
1998年	国際刑事裁判所規定採択
2006年	障害者差別禁止条約【日本2014年批准】





第3章

子どもの権利条約

(1) 子どもの権利に関する歴史

子どもの権利条約は、第二次世界大戦の反省から、すべての子どもが能力を伸ばして、健やかに成長できるように、子どもが持つ権利を包括的に定めた国際約束です。

この条約制定に大きな影響を与えたのは、ポーランド人の医師で、「孤児たちの家」の院長として運営を子どもたちの自治に任せ、子どもの心身の発達を守ることを最優先し、最後は捕虜収容所で命を奪われたヤヌス・コルチャック先生（1878～1942年）の子どもの権利に関する考えです。ポーランド政府は、その遺志を反映した条約草案を1978年に提案し、10年にわたって広範な協議・交渉を経て、1989年に国連総会で採択されました。

日本は、1990年に署名し、1994年に批准しました。

現在までに、世界の196ヵ国が加盟した世界で最も普遍的な条約の一つです。

子どもの権利に関連する歴史

- 1948年 世界人権宣言（国連総会決議）
- 1959年 児童の権利に関する宣言採択（国連決議）：
（名前・国籍を持つ権利、教育を受ける権利など10項目を定めた宣言）
- 1978年 子ども権利条約の草案をポーランド政府が提出
（ヤヌス・コルチャックの子どもに関する考えを反映した草案）
- 1979年 国際児童年
- 1989年 子ども権利条約（仮称、児童の権利に関する条約）、国連総会で採択
- 1990年 子どものためのサミット、国連で開催
- 1994年 日本政府が、子どもの権利条約を批准
- 2000年 子ども権利条約の2つの議定書採択
武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書
子どもの売買、子どもの買春及び児童ポルノに関する選択議定書
- 2001年 第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議（於：横浜）
- 2002年 国連子ども特別総会（子どもにふさわしい世界メッセージ発出）
- 2014年 通報手続きに関する第3選択議定書採択
- 2015年 持続可能な開発目標（SDGs）、国連総会で採択
- 2022年 日本の国会で、子ども基本法、子ども家庭庁の設置法が採択





(2) 子どもの権利条約の考え方と4原則

子ども(18歳未満のすべての児童)がどこで生まれ、生活していても、一人の大人へと成長する過程で必要な子どもの生存・発達・保護・参加などに関する権利を包括的に定めています(全54条)。

言い換えれば、成長過程にあるすべての子どもが、生まれたときから持っている能力をのばして、元気に大人に成長するのに必要な権利といえます。

子どもの権利条約の基本的な考え方

人間には、年齢の違いだけではなく、性別、障害の有無、宗教、言語、人種、国籍など様々な違いがありますが、すべての人間が等しく持っている固有の権利が人権であり、子どもも例外ではありません。

子どもは成長過程にあるからといって、単に保護する対象としてではなく、独立した人格と尊厳を持つ主体として、一人一人が個人として大切にされる権利をもっています。

人権の尊重は、憲法や法律などで法的に担保されており、国家、行政、企業などは、すべての人の権利を保護する義務があります。

各国の実施状況の審査

国連子どもの権利委員会が、各国政府の提出する報告書を審査し、改善点を勧告します。

日本については、子どもの権利に関する包括的な法律、政策の制定、子どもの権利条約の教育・研修の強化などを勧告しています(2019年国連子どもの権利委員会の最終見解の骨子をこの冊子の参考欄に掲載しました。)

子どもの権利に関する4原則

以下の①差別をしない、②子どもの最善の利益を考える、③命を守られ成長できる④意見を表明し参加できる、という4原則に立って、子どもの権利を尊重し、実践していくことが求められます。

① 差別の禁止(第2条)

いかなる種類の差別もなしに、この条約の権利を尊重し、確保する。

② 子どもの最善の利益の保障(第3条)

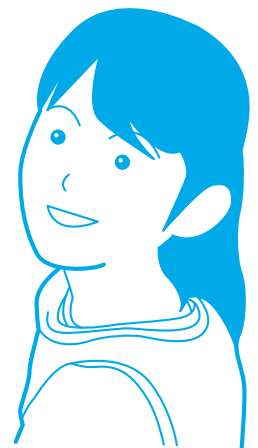
子どもに関するすべてのことで、子どもにとって最善の利益を優先して考える。その際、大人の判断で決めるのではなく、子どもの意思を尊重する。

③ 生命・生存・発達の権利の保障(第6条)

人権の根源的価値は、まず命を守ることである。生き残り、生存を確保し、発達していくことが基本である。

④ 子供の意見の尊重(第12条)

子どもに影響のあるすべての事柄について自由に自己の見解を表明することが出来て、意見が尊重される。





自分の人生をいかに自分らしいものにしたいかは本人の選択ですから、家庭、学校また社会全体で、個性をもつ人間として一人一人の子どもを大事にする、未熟かもしれないが子どもの意見を聞いて一緒に何ができるか考えることが重要です。

(3)子どもの権利の主要な分野(あくまで例示)

○内の数字は、関連条文

●子どもの生きる権利

子どものいのちを守る

(例) 生きる権利・育つ権利⑥
健康・医療²⁴

●子どもが守られ、要求できる権利

保護され、搾取されない

子どもが、自分の権利が保障されていない、侵害されていると思ったら、相談し、要求できる

(例) 名前・国籍を持つ権利⁷
親から虐待・ネグレクトされない¹⁹
家庭を奪われた子どもの保護²⁰
有害な労働からの保護³²
性的搾取からの保護³⁴
あらゆる搾取からの保護³⁶
戦争からの保護³⁸

●その他の権利

(例) 難民のこども²²
少数民族のこども³⁰
死刑の禁止³⁷
子どもに関する司法⁴⁰

●子どもが育つ権利

持って生まれた能力を伸ばす

(例) 生きる権利・育つ権利⑥
親の適切な指導を尊重⁵
子どもの養育はまず親に責任、国はその手助け¹⁸
社会保障を受ける権利²⁶
親と引き離されない権利⁹
養子縁組²¹
生活水準の確保²⁷
全ての子どもは教育を受ける権利²⁸
教育の目的²⁹
自分の個性を輝かせるために自分に合った教育を選択する権利
休み・遊ぶ権利³¹
学校に行きたくないときもあるが、必ずしも悪いことではない

●子どもが社会に参加する権利

意見を表明したり、仲間と協力する

(例) 自由に自分の意見を表明する権利¹²
情報を伝え、知る権利、表現の自由¹³
思想・良心・宗教の自由¹⁴
集会を開いたり、グループを作る権利¹⁵
プライバシー・名誉を守る¹⁶
適切な情報にアクセスできる権利¹⁷
障害のある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会参加しながら生活できる権利²³





(4) 子ども基本法とその基本理念

子どもの貧困、虐待など子どもを巡る課題が多いことを背景に、子ども基本法案が2022年6月国会で可決されました(2023年4月1日に施行)。また、同時に、国レベルで子ども施策を主管・調整する子ども家庭庁が発足し、今後子どもに関する施策が強化されることが期待されます。子ども基本法では、国レベルだけではなく、地方自治体レベルでも、教育、福祉などの子ども施策を総合的・一体的に行う体制を整備し、施策の充実を図り、子どもの権利条約について啓発周知を図ることが謳われています。この規定がいかに効果的に実施されるかが課題といえます。

子ども基本法が目指す「すべての子どもが自立した個人として健やかに成長し、将来にわたり幸福な生活を送れる社会の実現」のための着実な道筋の一つは、すべての子どもが子どもの権利条約を学校や家庭で学び、早くから人間の尊厳の大事さを実感して自己肯定感を高めることだと考えます。宮城県気仙沼市では、市役所、市教育委員会などの協力で、出来るだけ多くの小中学校で権利条約を学ぶ気仙沼モデルが進んでいます。その他の地域でも、子どもの権利条約を学ぶ動きが進んでおり、今後多くの学校で学びが始まることを期待しています。

..... 子ども基本法の基本理念

子ども基本法の基本理念は以下のとおり、子どもの権利条約の4つの原則が盛り込まれています。

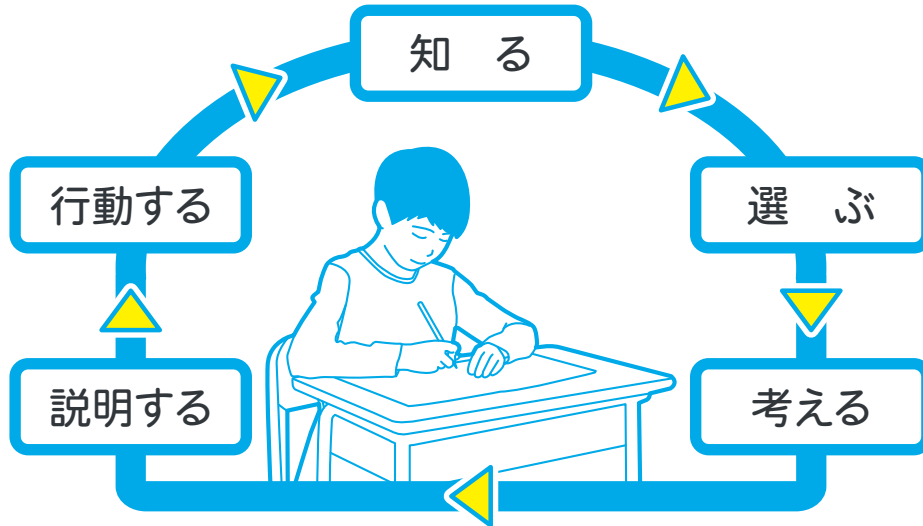
- ① 全ての子どもは個人として尊重され、基本的人権が保障される、不当な**差別的取扱い**を受けないようにする。
- ② 全ての子どもについて、**適切に養育**され、生活を保障される、愛され、福祉を等しく保障される権利を有する、**教育を受ける機会**が等しく与えられる。
- ③ 子どもの年齢及び発達に応じて、子どもが自己に直接関係する全ての事項について意見を表明する機会が確保される、社会のあらゆる分野で**子どもの意見**が尊重される。
- ④ 年齢及び発達に応じて、子どもの意見が尊重され、その**最善の利益**が優先して考慮される。
- ⑤ 子どもの養育について父母その他の保護者が第一義的責任を有する、その養育に関し十分な支援を行う、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保する、子どもの保護者に対し支援を行うことにより、心身ともに**健やかに育成**されるようにする。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、次代の社会を担う子どもを**安心して生み、育てることができる環境**を整備する。





第4章

授業の進め方(学習指導)



I 単元授業の場合

授業の目標

子どもの権利についての理解を深める。自分の意見を表明する。また、異なる意見も尊重する重要性を習得する。

目標達成に向けた手立て

- ① 授業に先立ち、大切だと思う権利や守られていない権利を選んでもらい、クラスで選んだ理由を説明することで、自分の考えを深める。
- ② 選んだ権利とその理由を書き込む用紙を事前に生徒に配布し、自分の説明したいこと書いておくことも有益。
- ③ ほかの生徒の説明を聞いて、多様な意見があることを知り、話し合いを通じて、具体的な子どもの権利の内容について理解を深め、自分たちとのつながり、出来る行動を考える。

準備物

子どもの権利条約カードブック(日本ユニセフ協会発行)、生徒の人数分(授業の1週間ほど前に事前に渡しておく)、画用紙数枚・サインペン

指導過程：主な学習活動

授業の前日までに、子どもの権利条約カードブックの中から、大切だと思う権利のカード2枚と、学校や家庭で守られていない権利のカード2枚を選んで、その理由を考えておく。





授 業

- ① はじめに、**先生**が、人権とは何か、子どもの権利・権利条約の意義について、上記第2章と第3章やプリント例(16頁)を参考にして、説明する。
- ② 次いで、**各生徒**が、自分が大切だと思う権利とその理由を説明する。
(クラスのサイズにもよるが各人1分以内)
- ③ 発表を聞いて、多くに人が考える大切な権利は何か、を話し合い(時間があれば、クラス全体ではなくグループに分けることが有益)、**先生**から、簡単にコメントする。
- ④ 次に、**各生徒**が、学校や家庭で守られていない権利とその権利を守るためにはどうしたらよいと思うか、説明する。
- ⑤ (時間があれば)5～8人ずつのグループに分けて、発表を聞いて、クラスで守られていない権利を守るためにクラス目標として何を加えたらよいかを、話し合い、画用紙に書き入れ、クラス全員に発表する。

指導上の留意点

生徒からの発表を中心にするが、事前にカードブックを配布する際、子どもの権利条約について、上記第2章と第3章を参考にして、子どもにとっての重要性を説明しておくことが、有益である。

授業では、生徒からの発表を中心に進めるが、③の最後に、子どもの権利条約の内容を確認して、全体像を理解できるようにすることが、有益である。

評 価

授業の数日後、各生徒に、この授業を受けて特に印象に残ったこと、考えが変わった点があるかなどについて、感想文を書いてもらい、授業がどのように生徒に影響を与えたかを確認する。

また、授業の1～2ヵ月後に、大切な権利が守られているかをみんなで話し合うのも有益である。





Ⅱ 複数回授業（2～3回）の場合

授業の全体目標

子どもの権利についての理解を深める。自分の意見を表明する。また、異なる意見も尊重する重要性を習得する。自分のクラスで最も大切にすべき権利をみんな考えて、学級目標を作成し、実践する。

目標達成に向けた手立て

- ① 授業に先立ち、大切だと思う権利や守られていない権利を選んでもらい、クラスで選んだ理由を説明することで、自分の考えを深める。
- ② ほかの生徒の説明を聞いて、多様な意見があることを知り、話し合いを通じて、具体的な子どもの権利の内容について理解を深め、自分たちとのつながりを考える。
- ③ 子どもの権利条約の学びを通じて、自分たちの言葉で学級目標を作成する。

準備物

子どもの権利条約カードブック（日本ユニセフ協会発行）（授業の1週間ほど前に、各生徒に渡しておく）、画用紙数枚・サインペン

指導過程：主な学習活動

授業の前日までに、子どもの権利条約カードブックの中から、大切だと思う権利のカード2枚と、学校や家庭で守られていない権利のカード2ないし3枚を選んで、その理由を考えておく。

【第1回授業】

授業の目標

子どもの権利についての理解を深める。自分の意見を表明する。また、異なる意見を尊重する重要性を習得する。大切だと思う権利、守られていない権利の話し合いを通じて、具体的な権利を知り、自分たちとのつながりを考える。





学習活動

- ① はじめに、**先生**から、人権とは何か、子どもの権利・権利条約の意義について、上記第2章と第3章やプリント例(16頁)を参考にして、説明する。
- ② 次に、**各生徒**が、自分が大切だと思う権利とその理由を説明する。
(クラスのサイズにもよるが各人1分以内)
- ③ 発表を聞いて、多くの人が考える大切な権利は何かを話し合い、**先生**から簡単にコメントする。
- ④ 次に、**各生徒**が、学校や家庭で守られていない権利とその権利を守るためにはどうしたらよいと思うか、説明する。

指導上の留意点

生徒からの発表を中心にするが、事前にカードブックを配布する際、子どもの権利条約について、上記第2章と第3章を参考にして、子どもにとっての重要性を説明しておくことが、有益である。

授業では、生徒の発表を中心に進めるが、③の最後に、子どもの権利条約の内容を確認して、全体像を理解できるようにすることが、有益である。

【第2回授業】

授業の目標

自分たちの学級づくりのために特に大切な子どもの権利条約の条文を選び、選んだ権利を自分およびみんなのために、どのように守っていくかを考える。前回の授業を振り返り、大切だと思う権利、守られていない権利の確認を行う。

5～6人ずつのグループに分けて、発表を聞いて、クラスで守られていない権利はなにか、その権利を守るためには何が必要か、クラス目標として何を加えたらよいかをなど、話し合い意見をまとめる。





【第3回授業】

授業の目標

これまでの学習をもとに、自分たちの言葉で学級目標を考える。
そのために選んだ条文を振り返り、条文の内容に沿っているかを考える。

準備物

子どもの権利条約カードブック、画用紙数枚・サインペン

主な学習活動

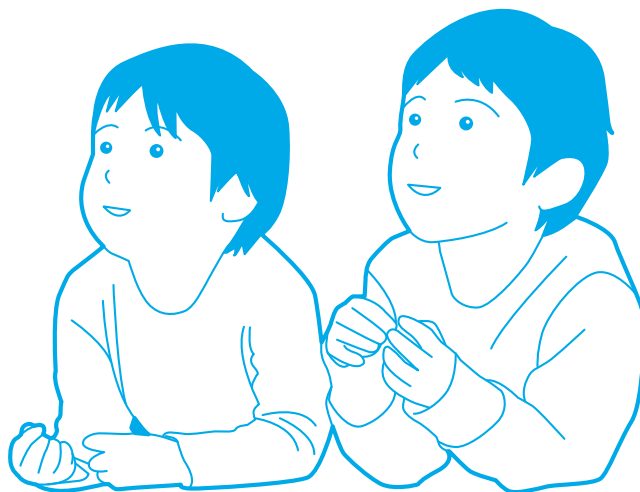
5～6人ずつのグループに分けて、クラスで守られていない権利はなにか、その権利を守るためには何が必要か、クラス目標として何を加えたらよいかをなど、話し合う。

まとまった意見を画用紙に記入して、クラスで発表する。
全てのグループの発表が終わった後で、クラス全員で話し合う。

評価

授業の数日後、各生徒に、この授業を受けて特に印象に残ったこと、考えが変わった点があるかなどについて、感想文を書いてもらい、授業がどのように生徒に影響を与えたかを確認する。

また、授業の1～2か月後に、クラス目標が守られているかをみんなで確認しあうのも有益である。



■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

第5章 授業の実践例

(1)かるた遊びで学ぶ方法 (気仙沼市立大谷小学校 5年生)

(ユニセフ活動のビデオを見せて、子どもの幸せにとって何が一番大事かと問いかけ)

まず、**子どもの権利がなぜ重要か**説明。

次いで、グループに分かれ、**カルタ遊び**を通じて、**子どもの権利条約**を学び、一番大切に思う権利は何か、守られていない権利は何かについて考える。

最後に、「**すべての子どもにXXXXを**」に対する意見を一人ずつ発表し、授業後、**感想文**をまとめる



世界の子どもの権利かるた



授業風景

(2)一番足りない権利はどれかみんなで考える授業 (気仙沼市立面瀬小学校 5年生)

(事前に、カードブックの中から、一番大事な権利、一番足りない権利のカード3枚を選んでおいてもらう)

まず、**人権とは何か、子どもの権利がなぜ重要か**、第2章の要点をまとめた**プリント**(次のページに例示)を配布して、説明。

そのあと、全員から、なぜその権利を選んだか発表してもらい、クラスで一番必要な権利をどうすれば守れるかを話し合う。

(3)事前の勉強を重ねたうえで、100分の単発授業をする方法 (気仙沼市立条南中学校 1・2年生 153名)

(事前に、子どもの人権について予習したうえで)

子どもの権利条約について、第2章の内容をもとに説明した(30分)後、6~7名のグループに分かれて学級目標に盛り込むべき事項を話し合い(30分)、全体発表(30分)を行う。

(4)子どもの権利を大切にする学級目標づくりの例

(西東京市立保谷小学校 4・5・6年生)

(日本ユニセフ協会「ユニセフCRE実践記録」参照)

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/cre/info/>



ユニセフCRE実践記録
子どもの権利が守られた学級づくり
「私たちの学級憲章」をつくってみよう!





【授業で配布するプリント】

人権を大切にするにはどうすればよいのか

人権(じんけん)とは？

みんなが持っている人間としての価値、誰も奪ってはいけない権利

子どもの権利とは？

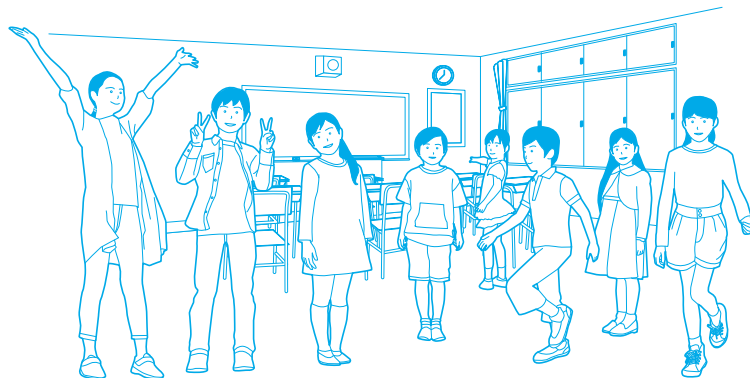
子どもが生まれたときから持っている能力をのばして、一人の大人に成長するのに必要な権利

子どもの権利条約：子どもの権利を決めた国際的な約束

- (i) 子どもの生きる権利……………**子どものいのちを守る**
- (ii) 子どもが育つ権利……………**持って生まれた能力をのばす**
- (iii) 子どもが守られ、要求できる権利……………**保護され、搾取されない**
- (iv) 子どもが社会に参加する権利……………**意見を表明し、仲間と協力する**

人権を大切にするにはどうすればよいのか？

- ① ともだちとの違いを認めて、**差別したり、仲間はずれしない。**
- ② 権利を知ることによって、**自分に自信をもち、「しかたない」とあきらめない。**
自分がどんな将来にしたいか考える。
- ③ **一人で悩んだり、孤立したりしない、誰かに相談する。**
「いじめで悩んでいる」、「親からたたかれたくない」、「いや」と言える。
- ④ **ともだちと一緒に、誰にとってもやさしいクラス、学校に変えていく。**





第6章 様々な学びの形態

(1) 学校運営に生かす方法

- 「子どもの権利条約」を授業で学ぶだけではなく、条約に謳われている精神を、学校運営のあらゆる面に反映させていく。
- 例えば、**学校行事について子どもたちの自主的な取り組みを奨励したり、校則について子どもたちの意見を反映**することによって、子どもたちは自分の権利とともに、同級生など周りの子どもたちもみな同じように権利をもつこと、また大人もみな権利をもつ主体であることを学び、お互いに尊重しあうことの大切さを学ぶ。
- 他の学校で実際に行われた子どもの権利を守る取り組みを参考にして、取り入れていく。

(2) 学童保育、保育所や幼稚園、子どもの居場所で遊びを通じて学ぶ

- 様々なことについて、**子どもが選択する機会や意見を述べる機会をつくり**、子どもの声を反映した運営に心がける。
- 世界子ども権利かるた**（合同出版社発行）の読み手と取り手をきめて、集めた枚数を競う。
集めたかるたの中から、自分が大切に思うかるたを選ぶ。
なぜそのかるたが**大切**だと思うか説明する。
そのかるたの権利と**似たもの**は何か探してみる。
一番**守られていない権利**は何か話し合う。
守られるようにするには**どうしたらよいか**考えて、話し合う。



世界の子どもの権利かるたの遊び方については、次のURLをご参考になさってください。

<https://00m.in/QHSFc>





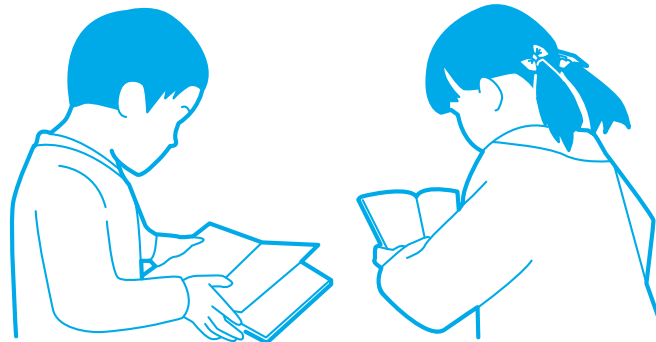
(3) 家庭での学び・保護者の姿勢

- 子どもと一緒に、**子ども権利カードブック**（日本ユニセフ協会発行）や**かるた**（合同出版発行）、**その他子どもの権利に関する本**を使って、大切な権利、守られていない権利について、話し合う。
- 日々の生活で、様々なことについて、**子どもが選択する機会や意見を述べる機会をつくり、一緒に考える習慣をつける。**
- 子どもが自分の長所を生かし、もって生まれた能力を伸ばすことができるよう、**子どもなりの努力を評価する。**
- 子どもの意見を聞く際は、子どもの成長過程を考慮して、常に**子どもにとって最善の利益**は何かを考える。



家庭での学びに役立つブックリスト

- 甲斐田万智子 編「世界中の子どもの権利を守る30の方法」合同出版
甲斐田万智子 監修、林ユミ 絵「きみがきみらしく生きるための子どもの権利」KADOKAWA
川名はつ子 監修、チャーリー・ノーマン 絵「はじめまして、子どもの権利条約」東海教育研究所
坂田雪子、村田聖子 訳、フィリップ・メリュ 原作「コルチャック先生 子どもの権利を求めて」汐文社
中野光、小笠毅 編著「ハンドブック子どもの権利条約」岩波ジュニア新書
堀尾輝久 著、いwasakiちひろ 絵「子育て・教育の基本を考える」童心社





参 考 国連子どもの権利委員会の最終見解(2019年)

- ▶ **子どもの権利に関する包括的な法律、政策** => 子ども基本法の施行
調整機関の設立 => 子ども家庭庁の設立
子ども関連予算の明確化、適切な配分 => 将来的に倍増
独立した監視・オンブズマンの設立 => 将来の検討課題
- ▶ **子ども関連のデータ収集** => 子どもの貧困率、子どもへの暴力件数など公表
- ▶ **子どもの権利条約の教育・研修** : 子ども、親、議員、教員、判事、警官、公務員の研修、ビジネスと人権に関する計画に子どもの権利を盛り込む
- ▶ **差別禁止法**の制定、人権教育
- ▶ **子どもの意見**の尊重 : 家庭、学校、擁護施設、医療機関、行政 => ユニセフ・子どもにやさしいまち事業
- ▶ **出生登録・国籍** => 無国籍者の解消
- ▶ **体罰** : 家庭、擁護施設、少年院 : 禁止を法律で規定
- ▶ **家庭環境と代替ケア (里親)** : 6歳児以下の施設入所中止
- ▶ **リプロダクティブヘルス**教育の義務化の徹底 : 低体重児、10代女性の中絶
- ▶ 教育 : 効果的ないじめ対策の強化、過度の教育競争、幼児教育無償化、待機児童解消、**遊ぶ権利**の確保、予算化
- ▶ **人身売買**の禁止、保護の強化
- ▶ 低年齢層 (16歳から14歳) による犯罪の刑罰
児童ポルノ製造、配布、頒布、提供、販売、アクセス、読書、所有の犯罪化、JKビジネスの禁止、オンライン販売の調査強化
- ▶ **追加議定書**の批准 (個人通報制度)



「子どもの権利条約」第1～40条

日本ユニセフ協会抄訳

出典：日本ユニセフ協会「ユニセフCRE実践記録」



<p>第1条【子どもの定義】 18歳になっていない人を子どもとします。</p>	<p>第2条【差別の禁止】 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいが、性のちがいが、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。</p>	<p>第3条【子どもにもっとよいことを】 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっとよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p>	<p>第4条【国の義務】 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。</p>	<p>第4条【国の義務】 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。</p>	
<p>第5条【親の指導を尊重】 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。</p>	<p>第6条【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p>	<p>第7条【名前・国籍をもつ権利】 子どもは、生まれるたすくに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。</p>	<p>第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】 国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをわやみにうわはれることのないように守らなくてはなりません。</p>	<p>第9条【親と引き離されない権利】 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっとよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。</p>	<p>第10条【別々の国にいる親と会える権利】 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りのできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。</p>
<p>第11条【よその国に連れられない権利】 国は、子どもが国の外へ連れられたり、自分の国に連れ戻されたりしないようにします。</p>	<p>第12条【意見を表す権利】 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じょうぶな考慮されなければなりません。</p>	<p>第13条【表現の自由】 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。</p>	<p>第14条【思想・良心・宗教の自由】 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。</p>	<p>第15条【結社・集会の自由】 子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくり、集会を行ったりする権利をもっています。</p>	<p>第16条【プライバシー・名誉の保護】 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを奪つけない権利をもっています。</p>
<p>第17条【適切な情報の入手】 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どもたちになるべく多くの情報を提供できるようにし、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。</p>	<p>第18条【子どもの養育はまず親に責任】 子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。</p>	<p>第19条【あらゆる暴力からの保護】 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。</p>	<p>第20条【家庭を奪われた子どもの保護】 家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいないことができなかった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらわなければならないように守らなければなりません。</p>	<p>第21条【親子縁組】 子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっとよいことを考え、その子どもが新しい親（保護者）のことなどをしっかりと調べたうえで、国や公の機関だけが親子縁組を認めることができます。</p>	<p>第22条【難民の子ども】 自分の国の政府からはく奪をのり、難民となった子どもは、のがれた先で守られ、援助を受けることができます。</p>
<p>第23条【障がいのある子ども】 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。</p>	<p>第24条【健康・医療への権利】 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。</p>	<p>第25条【施設に入っている子ども】 施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらふ権利をもっています。</p>	<p>第26条【社会保障を受ける権利】 子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。</p>	<p>第27条【生活水準の確保】 子どもは、心やからだだけでなく成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要などとは、食育のや育るもの、住むところなどについて、国が手助けします。</p>	<p>第28条【教育を受ける権利】 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方はありません。</p>
<p>第29条【教育の目的】 教育は、子どもが自分の持っている能力を最大限のばい、人権や平和、環境を守ることを学ぶためのものです。</p>	<p>第30条【少数民族・先住民の子ども】 少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。</p>	<p>第31条【休み・遊ぶ権利】 子どもは、採り、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。</p>	<p>第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】 子どもは、わりや働かされたたり、そのため教育を受けられなかったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。</p>	<p>第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることまきまれないように守らなければなりません。</p>	<p>第34条【性的搾取からの保護】 国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。</p>
<p>第35条【誘拐・売買からの保護】 国は、子どもが誘拐されたたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。</p>	<p>第36条【あらゆる搾取からの保護】 国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得ようなどから子どもを守らなければなりません。</p>	<p>第37条【拷問・死刑の禁止】 どんな子どもに対しても、拷問や人道的でないなどの扱いはありません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯したければ、でも、尊厳が守られずにあった扱いを受けた権利をもっています。</p>	<p>第38条【戦争からの保護】 国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。</p>	<p>第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】 虐待、人道的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。</p>	<p>第40条【子どもに関する司法】 罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどった自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。</p>

教材・資料のコンタクト先

教材・資料をご要望の方は、それぞれ次の団体にご連絡をお願いします。



NPO法人
「人間の安全保障」
フォーラム



<https://www.hsf.jp>



公益財団法人
日本ユニセフ協会

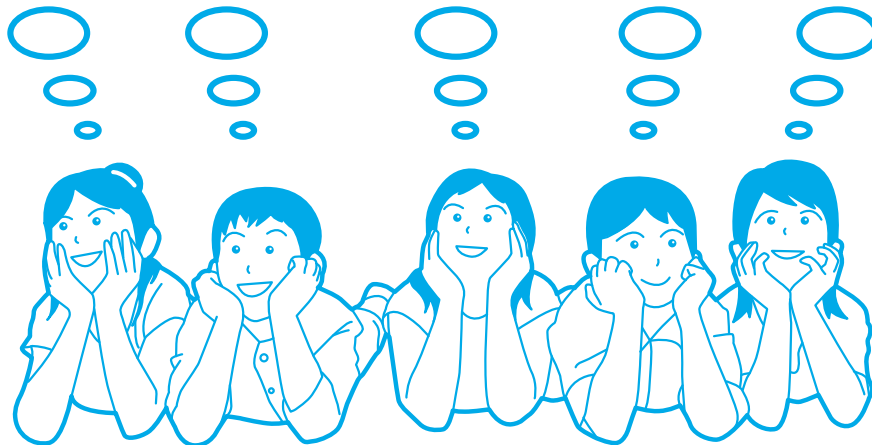


<https://www.unicef.or.jp>

NPO法人
国際子ども権利センター制作、
合同出版社



<https://www.godo-shuppan.co.jp/>



NPO法人「人間の安全保障」フォーラム

2023年4月 <https://www.hsf.jp>